

経税部
だより

加速する国税局のオンライン調査

税理士 林 明

健康保険証の廃止を表明するなど政府のデジタル化方針は強引とも思えるものです。税務行政も例外ではありません。今回、税務調査に関係する二つのことを取り上げます。

オンライン税務調査

ここでオンライン税務調査とは次の二つのことを指します。

一つは調査担当官が調査先に向かい、調査対象事業者のWEB会議システム等を利用し、事業者の担当者やWEB会議でやりとりする方法。もう一つは調査担当者が現場せず、国税局などから直接、調査対象

事業者が利用しているデータサーバーへアクセスする方法、つまり調査官と事業者が対面せずに調査を進める方法です。

非対面調査を試行

次に、非対面の税務調査が22年10月から国税庁の機器・通信環境を利用して試行的に実施されています。対象は国税局の特

別国税調査官及び沖縄国税事務所調査課による調査対象法人(資本金40億円以上の一定の法人)です(今後においては、対象法人の範囲を広げていく)との考えのようです。

「必要と認められる」範囲に留まっているのかどうか確認しにくく、調査官の調査履歴が明示されない限り検証もできないのではないかと

オンライン反面調査

二つ目に取り上げるのは反面調査のオンライン化です。

22年10月から、国税当局による銀行への預貯金等の照会がオンライン化されました。

18税務署を対象にし、福島市に本店を置く福島銀行

反面調査に際して行われる預貯金照会・回答は、自治体を含めると現在、全国で年間6千万件に及び、金融機関に書

入(AI(人工知能))を活用

現状では多くの医療機関はまだオンライン調査の対象とならないでしょうが、医療事務のデジタル化、電子帳簿保存法の改正などにより、環境整備が進められています。

さらには地方自治体においても東京都主税局は21年度から、都税滞納者が督促や催促に感じない場合に行う財産調査のうち、金融機関への預貯金などの照会をデジタル化する打ち出しがあります。

「ピットリンク」サービスに関しては次のようなシステム上の問題も指摘されています。「このプラットフォームには、納税者本人や滞納者本人の権利を保護することを狙った、『反面調査』の『客観的な必要性』の有無を測るアルゴリズム(情報処理手順)がしっかりとインフラに(挿入)されていない。

昨年国会において麻生太郎財務相は「税務調査は納税者の理解と協力を得て行われるもので、税務当局もそのことを理解してやらなければならない。デジタル化になっても、手続きの基本は変わらない」と答弁しています。

麻生大臣の答弁はその通りですが、国を挙げてのデジタル化方針のもと納税者の権利を守るための法整備に注意が払われているとは思われません。

類を郵送し、紙ベースで行われています。今回の実証実験ではペーパーレスで、「ピットリンク」サービスや、納税者のマイナンバー(個人番号)、法人番号を使って、納税者の金融取引の照会・回答をデジタルで行った場合の事務の流れや、効率性などを検証しました。国税庁は、郵送に比べて照会や回答にかかる日数が大幅に減ったことが確認されています。

認められたと、国会で答弁されています。たしかに課税庁の事務は合理化されたかもしれませんが、金融取引のオンライン照会とは、反面調査が客観的に必要性があるのか十分に精査することなく行われる可能性が高まり、税務調査の強化や、納税者のプライバシーが侵害される恐れがあります。

権利侵害システム

「ピットリンク」サービスに関しては次のようなシステム上の問題も指摘されています。「このプラットフォームには、納税者本人や滞納者本人の権利を保護することを狙った、『反面調査』の『客観的な必要性』の有無を測るアルゴリズム(情報処理手順)がしっかりとインフラに(挿入)されていない。

昨年国会において麻生太郎財務相は「税務調査は納税者の理解と協力を得て行われるもので、税務当局もそのことを理解してやらなければならない。デジタル化になっても、手続きの基本は変わらない」と答弁しています。

麻生大臣の答弁はその通りですが、国を挙げてのデジタル化方針のもと納税者の権利を守るための法整備に注意が払われているとは思われません。

調査強化懸念

反面調査に際して行われる預貯金照会・回答は、自治体を含めると現在、全国で年間6千万件に及び、金融機関に書

入(AI(人工知能))を活用

昨年国会において麻生太郎財務相は「税務調査は納税者の理解と協力を得て行われるもので、税務当局もそのことを理解してやらなければならない。デジタル化になっても、手続きの基本は変わらない」と答弁しています。

麻生大臣の答弁はその通りですが、国を挙げてのデジタル化方針のもと納税者の権利を守るための法整備に注意が払われているとは思われません。

リモート調査に着手

〈大企業は歓迎〉

資本金1億円以上の調査課所管法人に対し、国税当局はコロナ禍の2020年10月からWEB会議システムを活用したりリモート調査に着手しています。

調査官は対面での接触を避けるべく、国税局の調査官が臨場した調査対象法人の管理する場所等で、相手方の使用する機器や接続環境を通し、その法人の本社・事業所内の別々の部屋から取りを行うというものです。

膨大な資料を分析する必要があり、時間と人数をかけることとコロナの感染リスクも高まりま

す。朝日新聞の取材によると、企業側から「調査官の人数を減らしてほしい」などの要望が寄せられていたとい

この調査は、インターネット利用のリスクも含め、納税者の理解を得て進めることを前提としています。そのため、調査官が調査方法を説明し、希望する場合は同意書

22年10月から12月まで国税庁は、納税者の金融取引情報の照会・回答をオンライン化する実証実験を行いました。NTT

データが預貯金等照会業務のデジタル化サービス「ピットリンク」を提

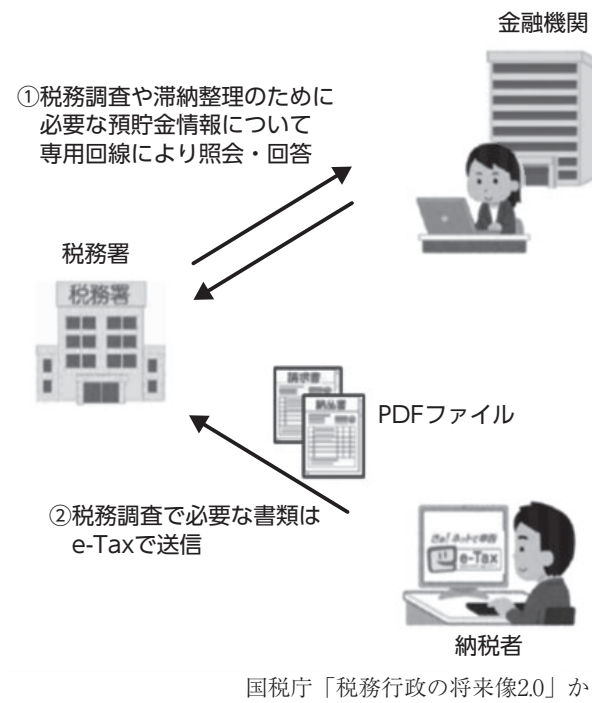
供しました。東京、仙台の両国税局と神奈川県内の10税務署、福島県内の

非対面調査では企業内サーバーの機密データを調査官が勝手に見て調査するものであり、調査が

名古屋国税局調査部が企業の担当者やわずかな接触だけで税務調査を終えた事例もあり、調査を受けた企業側から「長時間の対面を避けられた。

国税局は「長時間の対面を避けられた。

税務調査における預貯金照会・資料提出のオンライン化のイメージ



国税庁「税務行政の将来像2.0」から

保険医年金

4月1日受付スタート!!

予定利率 **1.170%** 2021年度配当実績 **0.078%**

加入日 2023年9月1日

加入口数 ●月払い: 1口1万円 (通算30口まで)
●一時払: 1口50万円 (新規40口・増口20口まで)

加入資格 満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

休業保障

- ① 最長730日の長期保障!
- ② 掛金が満期まで変わりません!
- ③ 掛け捨てではありません!
- ④ 自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤ 再発や後遺症にも何度でも給付!
- ⑥ 所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2023年8月1日

【加入申込資格】

① 告知日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。

② 59歳までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。

★保険医年金・休業保障のお問合せは、大阪府歯科保険医協会 / 共済部 ☎06-6568-7438 まで